



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 180号 2010.10.22 発行 社会政策研究所

=====

自閉症の実態調査を

キャリアブレイン 2010年10月21日

民主党政調査会の「障がい者政策プロジェクトチーム(PT)」は10月21日、9回目の会合を開き、障害者自立支援法の見直しの在り方について、関係団体からヒアリングした。出席者からは、自閉症の人に関する実態調査を行った上で、本人や支援者をサポートするよう求める声などが上がった。

ヒアリングには、日本自閉症協会 日本グループホーム学会 共同連 人工肛門・人工膀胱使用者らでつくる日本オストミー協会 全国知的障害者施設家族会連合会—の5団体が出席した。

会合後に記者会見した同PTの谷博之座長によると、出席団体からは、自閉症の人が全国に100万人いるとの推計や、子どもの3-4%が自閉症だとする推測はあるものの、正確な数は分からないため、実態調査をしてほしいとの要望があった。その上で、本人のほか、親などへのサポート体制の整備を求める意見が出た。

また、本来は少人数で利用する障害者向けグループホームが大規模化しているとして懸念を示す意見や、人工肛門・人工膀胱を利用するための経済的負担を軽減するよう訴える意見があった。

次回会合は28日に開催される。二部構成で、障害者基本法の抜本的な改正などを議論している内閣府の「障がい者制度改革推進会議」、障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護団それぞれと意見交換を行う予定。

【暮らし】

注目集まる市民後見人 住民同士で支えるセーフティーネット 質向上へ行政の支援急務

中日新聞 2010年10月20日



成年後見活動について話し合うNPO法人「うえるかむ」の市民後見人とスタッフら

認知症や障害で判断能力が不十分な人の暮らしを見守る成年後見制度が始まって十年。弁護士などの専門職や家族以外の後見人の担い手として、地域住民が隣人の立場を生かす「市民後見人」に関心が高まっている。(飯田克志)

「毎月一回は本人に会い、銀行や区役所に手続きにも行く。結構やることは多い」

東京都品川区の市民後見人、古賀忠彦さん(66)は活動の様子をこう話す。

古賀さんはNPO法人「市民後見人の会」(同区)の会員。女性会員と独居の八十代女性を見守る。成年後見人は、預貯金管理や介護保険などの契約手続きなど生活上のさまざまな用事を、高齢者本人に寄り添い代行する。市民が担う場合は市民後見人と呼ばれる。古

賀さんは「週三日だった介護サービスを増やし、毎日誰かが家に行くようにした」と見守る女性の生活の質にも気を配る。

成年後見人は、家族や市区町村長が家裁に申し立て、家裁が選任する。家裁が必要と判断すれば成年後見人を監督、補佐する後見監督人も選任する。同会は二〇〇八年、同区社会福祉協議会（社協）が後見監督人に就き、成年後見人に選任された。現在、定年退職者や主婦ら十人が高齢者七人を支える。

〇六年から成年後見人に選任されているNPO法人「うえるかむ」（埼玉県ふじみ野市）では、四月から市民後見人七人が活動中だ。七人は「うえるかむ」が昨年、実施した養成講座の受講者たち。生活全般のコーディネーター役だけに、多久みどり施設長は「毎月一回、後見人同士で悩みを話し合っている」とバックアップにも努めている。

養成も広がってきた。東京大は昨年、筑波大と市民後見人養成プロジェクトを開始。講座は計百二十六時間に上るカリキュラムを組む。法律や認知症についての知識などの基礎講座のほか、老人福祉施設などでの体験活動などを受講。一、二期計五百三十七人が修了、現在三期生が学ぶ。

同プロジェクト担当の宮内康二・東大特任助教は「地域を知っていて、被後見人の感性に近いところ」と市民後見人に細やかな見守りを期待する。東京都や世田谷区、大阪市などでも養成している。

ただ、成年後見を必要とする認知症高齢者や障害者は約五百万人。弁護士や司法書士ら専門職でかかわっている人は一万数千人、市民後見人はさらに少ない。単身高齢者世帯の増加もあり、ニーズは高まっている。厚生労働省も来年度予算の概算要求に初めて、市民後見人の養成・活動を推進する事業費を盛り込んだ。

課題は、市民後見人の質と支援体制の確保だ。公的な資格や基準はなく、養成も各自治体や社協などが独自に取り組み、養成内容にばらつきもある。

日本弁護士連合会（日弁連）の高齢者・障害者の権利に関する委員会の平沢千鶴子弁護士は「養成が先行しているが、被後見人は意思表示ができず、立場を乱用されると取り返しがつかない」と懸念する。日弁連と日本社会福祉士会はそれぞれ九月、厚生省に、国や自治体が公的責任と費用負担で、養成から支援・監督まで一貫した制度整備などを求める意見書を提出した。

横浜市で今月開かれた成年後見法世界会議でも、市民後見人という住民同士のセーフティーネットを、当事者が安心して利用し、市民が活躍するために、公的基盤の整備を求める意見が相次いだ。

成年後見制度導入から10年、不正やまず求められる監督機能の強化

神奈川新聞 2010年10月21日

認知症や知的障害などで判断能力が十分でない成人を支援する成年後見制度。導入から10年が経過し、高齢化の進展もあって後見開始の申し立ては県内でも年々増えているが、成年後見人による財産の不正使用も相次いでいる。

横浜家庭裁判所によると、後見人に関する告発は2007年7月以降の3年間で5件あり、いずれも業務上横領や詐欺など、金銭の不正取得に関するものだった。このような不祥事や職務怠慢などを理由にした後見人の解任も、2000～04年は1～4件で推移していたが、05年以降は10件前後となり、昨年は17件まで増加している。

だが親族が後見人を務める場合は、「投資して増やしておこうと思った」などと悪意がないケースもあり、弁償すれば告発に至らない場合も多いという。

日本成年後見法学会理事で横浜弁護士会高齢者障害者の権利に関する委員会委員長の延命政之弁護士は「告発は後見人による財産不正使用のうち氷山の一角」と指摘。「親族を後見人に選任する際の、負債やトラブルの有無の調査や、選任後の後見監督機能の強化などが必要」と話している。

成年後見制度 認知症や知的障害などで判断能力が不十分な成人を本人に代わって第

三者が財産管理などを行う。本人、配偶者、親族、検察官、市町村長などが申し立てることができ、家庭裁判所が後見人として本人の親族や弁護士、司法書士、社会福祉士などを選任する。

自立支援組織への依頼が想定2倍に 高齢・障害者の出所後

中日新聞 2010年10月15日

受刑者の出所後の支援を相談するスタッフ＝津市城山で刑務所を出所した自立困難な高齢者や障害者の社会復帰を援助する「県地域生活定着支援センター」(津市城山)が、今月1日で活動開始から半年が過ぎた。想定の2倍のペースで支援の依頼が寄せられており、ニーズは高い。一方、出所者への偏見や紹介する福祉施設の不足など課題も山積している。

「福祉の助けがあれば、犯罪に手を染めるような人たちではない」。小野田正晴センター長(62)は半年の活動を振り返る。

開設直後に支援した70代の元ホームレスの男性。コンビニで食べ物を万引して三重刑務所に服役していた。動機は「腹が減ったが、お金がない」。万引を重ねるほど生活は困窮していたが、生活保護の受給方法を知らなかった。服役中にがんを患っていることも発覚。センターの担当者は刑務所で面会を重ね、住民登録と生活保護の申請手続きを進めた。男性は出所後、介護施設に入所しながら病院で治療を受けている。

施設は国が再犯防止策として全国都道府県に設置を求めており、民間に業務委託するのが一般的。保護観察所から依頼された身寄りのない65歳以上の高齢者と知的、精神、身体障害者を支援する。

三重は県社会福祉士会が事業主体となり、今月14日時点で年間見込みの10人を上回る高齢者3人、障害者9人の計12人を支援。うち7人は刑期を終え、福祉施設やアパートなどでの新生活に踏み出すことができた。

法務省の調査では2006年に出所した3万人のうち、親族など受け入れ先がない高齢者と障害者は1000人に上った。小野田センター長は「支援を必要としている人は予想以上に多い。刑務所と福祉をつなぐセンターの役割は今後、ますます大きくなる」と話している。(鈴木龍司)

【地域生活定着支援センター】 刑期を終えても住居や生活費がなく、再び犯罪に手を染める出所者が後を絶たないことから、国が各都道府県に設置を求めている。服役中から住民登録や生活保護の相談に乗り、福祉施設や住居も探す。基本的には地元刑務所の出所者が支援対象だが、県外への移住を希望した場合はその地域の施設と連携する。昨年7月に開設した山口、静岡県を皮切りに現在は33道府県に広がったが、東京都などは未整備。



読売新聞教育欄の発達障害の学生支援(5)から(7)までお届けします。【kobi】

発達障害の学生支援

(5)「生き抜く力」有料指導

読売新聞 2010年10月20日

「どんな仕事に興味を持ちましたか」と書かれたプリントを前に、学生が真剣な表情で求人情報誌のページを繰っている。手元をのぞくと、そこには「顧客対応なしでデータ入力がメインの一般事務」と書かれている。明星大学(東京都日野市)が発達障害の学生を対象に開く「STARTプログラム」。10月16日に開かれた3・4年生クラスの講座は、

仕事の探し方がテーマだった。

2008年度に教職員のボランティアで始まった同プログラムが、大学の正式な取り組みとなったのは09年度から。今年度は27人の学生が、授業料とは別に月2万円を払い、年間30コマのプログラムを受講する。「保護者の要望が強く、確実に活動を継続していくため、受益者負担が望ましいとの結論に至った」と村山光子・学生サポートセンター長(41)が説明する。

同プログラムの最大の特徴は、対人関係を積極的に営む技能である「ソーシャルスキル」よりも、社会や学生生活で困った場面を乗り切るために使う最低限の実践的スキルの獲得を目指している点だ。「小中学生まではソーシャルスキルトレーニングが重要だが、対人関係の苦手さを克服できない場合もある。こうした大学生に求められるのは、人と仲良くしなくても社会で受け入れられ、自立していくための『サバイバルスキル』だ」と、プログラムを開発した小貫悟准教授(42)は強調する。

広汎性発達障害と診断された情報学部4年生の川島豊さん(22)(仮名)は、2年生からプログラムに参加した。「楽しみながら社会人としての基礎が身につくここは、居心地のいい場所。授業中にパニックになって騒ぐこともあったが、先生に質問するタイミングが分かり、落ち着いて学習できるようになりました」

プログラムに参加した4年生5人のうち、4人の進路が決定するなど、就労面でも成果が表れている。川島さんも外食産業で働くことが決まり、就業体験と卒業論文に精を出す日々を送っている。

「大学生活への適応と就労との間には高いハードルがある。そこをクリアするのに必須なのが、自分の障害を受容すること」と村山さんは話す。同じ障害がある仲間と自己理解を積み上げていく経験が、社会で生き抜く力であるサバイバルスキルを身につけることにつながっていく。(保井隆之)

STARTプログラム「Survival skills Training for Adaptation, Relationship, Transition」の略称。大学適応(アダプテーション)、対人関係(リレーションシップ)、就労準備・社会自立(トランジション)の3領域を中心に、社会の中でより過ごしやすくなるために必要なスキルの獲得を目標としたトレーニング。

(6) 親と面談 理解を促す

読売新聞 2010年10月21日

「友だちとのかかわりを通して成長した息子を見ると、大学進学はむだではなかったと感じている」

夕日が差し込む、大手前大学(兵庫県西宮市)の健康相談室。現代社会学部3年、椎名篤さん(20)(仮名)に優しい視線を向けながら、椎名さんの母親(51)が、きっぱりと言いきった。

椎名さんの母親が、椎名さんの発達障害を大学に伝えたのは、指定校推薦入試に合格し、入学が迫った1月だった。「学習障害のある息子が社会に出る前に、大学で多くの人と交わってほしかった」と振り返る。

相談を受けた大学側は、椎名さんが入学後、入部を希望した運動系サークルの部員に、「話を理解するまでにちょっと時間がかかるけれども、受け入れてほしい」と働きかけるなどして協力を要請。キャンパスに椎名さんの居場所を作り、学生生活を支援した。

学習面では、発達障害の早期支援のため、学習支援センターを昨年開設。スクールカウンセラーを常駐させ、履修登録や授業の課題でつまずく学生のフォローを始めた。

「お菓子を食べる会など、学内で人間関係を築ける場も提供している」と学生課の安井敏裕課長(52)は説明する。

これらの支援を受け、サークルやゼミでは友達ができ、学習面でも大きな成長を見せている椎名さん。「課題が難しかったり、レポートが書けなかったりして落ち込んでしまっていたが、最近はひとりで心を落ち着かせて解決できるようになった」と笑顔で語った。

同大は2年前から、学生に発達障害が疑われる場合、積極的に親との面談を持つように

している。親が子どもの発達障害を受け入れなかったり、理解できなかったりすることで、苦しむ学生が目につくようになったからだ。入学させた以上、大学側はきっちり4年間で卒業させ、就職まで面倒を見て当たり前、と考える保護者もいるという。

「発達障害を申告してくれれば、教員に授業時の配慮を依頼するなど、スムーズに支援体制を取れる。だが、保護者が我が子の障害を受け入れず、4年間で卒業にこだわり過ぎれば、ゆっくり成長していく発達障害学生の可能性を狭めてしまうかもしれない」と安井課長は話す。

効果的な支援には、学生のありのままの姿を受け入れることが欠かせない。そのためには、大学と保護者が手を携えることから始めなければならない。(保井隆之)

学習障害 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力の習得と使用に著しい困難を示す状態。LD (Learning Disabilities) とも言われる。特に読み書きが困難な場合は、ディスレクシア (読み書き障害) と呼ぶ。

(7) 体験の場で「支える側」に

読売新聞 2010年10月22日

礼拝の始まりを知らせる教会音楽がキャンパスに響くと、ベンチでくつろぐ学生たちが、次々とチャペルへ向かっていった。

キリスト教の精神を建学の理念に掲げ、一人ひとりの学生を大切にす少数教育から出発したプール学院大学(堺市)は、2005年から、発達障害の学生への支援活動を続けている。

学生支援センターを核にした学習支援、ソーシャルスキルトレーニング、キャリア教育の3本柱。担任やカウンセラーによる支援会議で、個別の教育支援計画を策定し、結果を評価する。**発達障害者支援法**の成立を受けて始まったこの取り組みは、07年、文部科学省から優れたプログラムに選ばれている。

「特別支援、準支援、見守りの三つの支援レベルを設けて、効果的なサポートを探っている」と、責任者の森定玲子准教授(48)が説明する。「目指すのは、障害の有無にかかわらず、すべての教職員・学生が互いの個性を認め合い、支え合う学びの場です」

森定准教授の紹介で、国際文化学部2年の金咲洋輔さん(22)(仮名)に会った。東京の大学に進学したがうまくいかず、医療機関で注意欠陥・多動性障害(ADHD)の疑いがあると言われた。昨年、地元の同大に入った。

大学は、「何でも体験したい」という学生の考えに応じ、様々な体験の場を提供している。特別な支援を受けていないものの、金咲さんはこれまで、新入生キャンプを手伝い、大学祭にも積極的に参加しており、教職員に意見を言うことも多い。地域貢献の授業では、小学校を訪れ、発達障害の児童を教える教師のアシスタントをしている。

金咲さんは「こうした体験を通して、発達障害者は支援を受けるだけでなく、逆に支援する側になってほしいと思うようになった」と話す。

障害というものを意識し過ぎず、相手が「手伝って」と言った時だけ手を差し伸べるくらいでちょうどいいこともある。

「障害に対し過敏な社会では、告白がしづらく、支援が受けにくくなる。ありのままを認めて、もっと普通に接して」と金咲さん。森定准教授は「支援が過剰でも気づかないことがあり、彼の意見が、適正な支援を考える契機となっている」と話す。

支援する側、される側という心の垣根を取り払った時、誰もが差別されず、包み込まれるように生きられるインクルージョン社会への入り口が見えてくる。(保井隆之)

発達障害者支援法 広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)など、発達障害の早期発見と支援を、国・地方自治体の責務と定めた法律。2005年に施行された。第8条で「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」としている。

猶予中万引き「障害」男性実刑

朝日新聞 2010年10月20日

弁護側が控訴検討

「福祉施設で更正 適当」

万引きで有罪判決を受けて執行猶予中、さらに万引きをしたとして在宅起訴された無職男性(31)の判決公判が19日、長崎地裁であり、松尾嘉倫裁判官は懲役6カ月(求刑同10カ月)の実刑を言い渡した。弁護側は公判で「男性には発達障害があり、福祉施設への入所を前提に執行猶予をつけるのが適当だ」と主張。「刑務所では障害がある人の更生に効果的な処遇は期待できない」として控訴を検討している。

公判では、障害者や高齢者の社会復帰を支援し、全国で初めて県内に設置されたNPO法人「県地域生活定着支援センター」と協力。センターの職員も情状証人として出廷し、執行猶予付き判決が出た場合は雲仙市の社会福祉法人「南高愛隣会」の自立訓練施設に入所させる旨の確約書を裁判所に提出していた。

松尾裁判官は判決で、男性が過去にも万引きを繰り返し、常習性があると指摘。男性の更生の可能性について「多くを期待することはできない」と述べた。

南高愛隣会理事長で触法障害者の社会復帰のあり方を検討してきた厚生労働省研究班の田島良昭代表は判決後、「実刑判決は残念。司法関係者には障害者が犯罪を繰り返してしまう問題への理解を深めてほしい」と話した。

長崎地裁では18日にも、県地域生活定着支援センターと弁護側が協力した公判があった。無免許運転で当て逃げ事故を起こしたとして自動車運転過失傷害罪などに問われた精神障害のある無職男性(34)について、精神科医や保護観察所職員などでつくる「判定委員会」が作った「福祉施設への入所が妥当」とする意見書を弁護側が提出、証拠採用された。公判は即日結審し、内藤恵美子裁判官は男性に執行猶予付きの判決を言い渡した。

男性は19日、障害の程度の診断のため長崎市内の精神科病院に入院した。執行猶予付き判決が確定すれば、南高愛隣会の施設に入所するという。

教員が見た子どもの貧困

朝日新聞 2010年10月21日

■「食事が不十分」「診察受けられず」・・・アンケート

「給食費や学用品代をもらえず、一日一食の子も」「病院や歯医者に行けない子も」――北海道子どもセンター(三上勝夫・運営委員長)が道内の小中学校教員に勤務校の子どもの状況についてアンケートを実施したところ、「子どもの貧困」の実態を訴える声が次々と集まった。

同センターで教育電話相談に取り組んできた元小学校教諭の土井寿さん(72)らが、「格差と貧困」が社会問題化する中、2年前から準備してきた。今年の夏休みを中心に全北海道教職員組合(道教組)などを通じて現場教師に協力を求めたところ、約360校分の回答が集まった。

給食費を払ってもらえない子どもがいるのは134校(37%) 食事を十分とれていないと見られる子がいるのは143校(39%) 学用品などの購入・支払いが困難な子どもがいるのは136校(37%) 病院や歯医者に行けない子どもがいるのは112校(31%) 夜間、子どもだけで過ごしている家庭があるのは168校(46%)だった。

夜間に子どもだけになる家庭の多くが、一人親で飲食店や医療関係など夜勤のある職業だった。「ほとんど風呂にも入らず、着替えもしていない子がいる」や「一日一食、給食だけで、夏休みなどは体重減」「クラスの3分の1が就学援助を受けている」との報告もあった。

現場教師からは「高校授業料の無償化より小中学校の給食費無償化を」「教材費、テスト代などで父母負担の軽減を」との意見や、やむにやまれず生徒の教材費や遠足代を立て替えている教師もいることから、教育予算の増強による義務教育の完全無償化、就学援助や

生活保護の拡充などを求める声も根強かった。

土井さんは「親の貧困が子どもの教育に影響し、格差が広がっている。現場教師の間では、貧困は自己責任だとして家庭を批判する意見などは少なくなり、社会問題としてきちんととらえられつつある」と分析している。

和～歌～Worker：わたしのしごと ソーシャルワーカー /和歌山

毎日新聞 2010年10月19日

困り事、一緒に動いて解決 - - 和歌山児童家庭支援センター主任・武田麻里さん(43)

<心身の障害などで日常生活に支障がある人やその家族を対象に、助言や指導をするのがソーシャルワーカー。勤務する福祉施設によって業務内容は多岐にわたる>

家庭内暴力(DV)被害者の引っ越しの手伝いや、体調を崩した相談者から呼ばれて夜中におかゆを作りて走ったこともあります。生活にかかわる困り事が仕事の対象。相談業務や他機関との調整などを主に引き受けます。

今の職場は原則午前9時～午後6時の勤務で、18歳以下の子どもにかかわる相談全般が業務です。内容はマタニティーブルーから軽度の虐待まで。電話や面談で話を聞き、行政や学校、医療機関と相談して解決策を提案します。しかし毎回ケースが違い、答えもない。「うまくいった」と思えることはほとんどないですね。

<3日間で辞める人もいる仕事。過酷な面もある>

現場に出たら素人だろうが関係ない。プロとして頼られる。「答えがない」と投げ出せるわけありません。私の場合、「相談者に不安な顔を見せるな」と先輩に言われた言葉で、迷いが吹っ切れました。必死で勉強しつつ、障害者が施設に通えたことや、暴れずに1時間座っていられたことでも家族と喜び合えました。助言するだけでなく一緒に動いて解決する。私自身も決して体が丈夫ではないんですが、この仕事を続けられているのは、支えながら支えてもらっているからだと感じます。

<だが「やりすぎ」と言われることも>

共感することは大事ですが、一緒に泣いていたら援助にならない。また、何でもかんでも援助者がやったら、相手の持っている力を弱めてしまうこともある。力を出し切ってもできない部分を補う。他機関との連携も不可欠です。

かかわるのは相手の人生の一部で、大事なものは途切れのない支援を続けていくことです。すべてを背負い込むことはできません。距離を保たないと自分がつぶれます。できることとできないことを知る客観性も、この仕事には欠かせないと思います。【藤頭一郎】

=====

ソーシャルワーカー自体には資格はない。社会福祉士や精神保健福祉士は国家資格。受験資格は4年制の福祉系大学で指定科目を修めて卒業するなどルートはさまざま。社福士試験の受験者は年々増加しており、近年の合格率は3割前後という。武田さんは、テレビ会社勤務時代に通信制大学で福祉科目を履修。27歳で和歌山市の知的障害者施設に就職、肢体不自由児や発達障害者の施設などでの勤務を経て、09年から現職。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行